

令和 7 年 8 月 5 日
総務部 契約検査課

筑西市が発注する完全週休 2 日制促進工事の実施要領(以下「要領」という。)第 4 条に示す「別に定める経費補正等基準」のうち、営繕工事に係るものについては下記のとおりとする。

1 本基準の対象

営繕工事積算基準に基づき予定価格を算定のうえ筑西市が発注する完全週休 2 日制促進工事を対象とする。

2 経費補正等の実施について

(1) 発注者指定型の場合

- ・当初発注の予定価格算定において、3 による経費補正等を実施する。
- ・現場閉所日確保率が 100%未満となった場合は、経費補正は行わない。

(2) 受注者希望型の場合

- ・契約後の受発注者協議により完全週休 2 日制での施工が決定した場合、3 による経費補正等を設計変更時に実施する。
- ・現場閉所日確保率が 100%未満となった場合は、経費補正は行わない。

3 経費補正等の基準

(1) 経費補正係数

ア 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。
なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様とする。

現場閉所日確保率	【区分】 100%以上
補正係数	1.05

イ 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 改修補正率
- ・ 補正市場単価 × 改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格 × 改修補正率

【建築工事】

種目	摘要	【区分】 100%以上	
		新営補正 率	改修補正 率
仮設		1.03	1.03
土工		1.03	1.03
地業		1.03	1.03
鉄筋		1.04	1.04
コンクリート		1.04	1.04
型枠		1.03	1.03
鉄骨		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水	市場単価	1.02	1.09
防水（シーリング）	市場単価	1.04	1.17
防水	物価資料	1.02	1.02
石		1.02	1.02
タイル		1.03	1.03
木工		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属	市場単価	1.02	1.11

金属	物価資料	1.02	1.02
左官（仕上塗材仕上）	市場単価	1.04	1.04
左官（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.04	1.18
左官	物価資料	1.04	1.04
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.12
建具（シーリング）	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装	市場単価	1.04	1.18
塗装	物価資料	1.04	1.04
内外装	市場単価	1.03	1.15
内外装（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.10
内外装	物価資料	1.03	1.03
内外装（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水		1.03	1.03
舗装		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料掲載の掲載価格の補正率を示す。
 なお、掲載がない項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格の共通補正率を示す。

【電気設備工事】

種目	摘要	【区分】 100%以上	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用 (壁・床)	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06

配管工事	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03

【機械設備工事】

種目	摘要	【区分】 100%以上	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内張	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.18
ダクト設備	既製品ボックス、排気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25

ウ アにおける現場閉所日確保は、以下の算定式による。

$$\begin{array}{l}
 \text{現場閉所日} \\
 \text{確保率 (\%)}
 \end{array}
 =
 \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{工事期間中 (※1) の土曜日、日曜日のうち} \\
 \text{現場閉所した実日数 (※2)}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{工事期間中 (※1) の土曜日、日曜日の総日数}
 \end{array}
 }
 \times 100\%$$

※1 工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止とした期間、夏季・年末年始休暇期間、不稼働期間（工事事事故・天災等による突発的な休止期間、工事抑制期間（道路・河川の規制条件等）、別工事又は工事内の調整により工事を行わない期間）は除く。

※2 要領第7条第2項による振替現場閉所日も含める。また、発注者の指示や緊急対応等により現場が閉所できなかった日、現場管理に必要な作業（通行規制に伴う交通誘導作業や現場の安全確認のための見回り等）、現場見学会の実施、ボランティア等の地域貢献活動への参加等についても、現場閉所日とみなす。